国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

太政官ニ於テ評決方ノ儀先達テ小菱江
差戻シ之処又々本儀ニ有之候ニ付テハ
七会モ引続キ開会ノ上更ニ熟議ヲ尽シ
評決ニ及候ニ付テハ本月中ニ五度ノ会議
相開キ候ニ用ル時間ハ凡ソ十時間ノ内外ニ
過ギサルヘキヲ以テ一日ニ二会ヲ開キ
候ハヽ三日ニテ済ムノ筈ニ有之候処
実際ニ於テハ一会ニ四時間ヲ費シ
候ノ有様ニテ到底予定ノ期日ニ
結了スルノ見込無之候ニ付テハ
更ニ七会ヲ開キ遂ニ十四日ヲ費シ
候ハヽ評決ノ上ハ速ニ
奏聞ニ及ヒ候様致度此段
申進候也

六月廿三日

陸奥

大政官

又々御差戻ニ相成候テハ
実ニ御迷惑ノ儀ト奉存候
仍テ本月中ニ五度ノ会議ヲ
以テ評決ノ上ハ速ニ
奏聞ニ及ヒ候様致度
当院ノ会議ハ本月ヲ以テ
閉会ノ筈ニ有之候ニ付テハ
更ニ七会ヲ開キ候ハヽ
会期ヲ十四日ヲ費シ候ノ
有様ニテ到底予定ノ期日ニ
結了スルノ見込無之候ニ付テハ
更ニ七会ヲ開キ遂ニ十四日ヲ費シ
候ハヽ

此度中立以後与ハ七合之上壱升壱合文久用
捨いたし等ハ都合壱升八合文久に相成る也
府右後ハ都合見合並前先七合とも都合
壱升壱合用捨之積ニ仮成可相成事ハ
相同中ハ
卯壬九月

清水和振

書面和升用捨合之儀ハ寛ハ中立之上ハ
七合ハ壱儀府都合親壱升文合用捨
之積り可以之事ハ
卯壬九月

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

代銀[illegible]

[illegible]

二百

金銀[illegible]

右之[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

町[illegible]

第方出用達
伊豆庄助買付之部

一 伊豆庄助和歌人中立江出買上粉一件 書付の
町奉行荒尾但馬守様江書付

一 出買上粉之義ニ付庄助差出候書

一 常州行方郡粉買上之義ニ付庄助中立江書面を
鍵付遣

一 同所粉穢不申候ニ付代金請戻限ニ相成庄助中
立江書面を鍵付遣

伊豆

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6
ガラス使用

一 買上粉代令ヤケシ候ニ付庄助中ニ立ル書面

一 積也 一方ニ代買上古山善一郎ニ致候後ニ代更出

一 買上粉於彼地善一郎ニ手代ニ引渡ル為庄助届出

一 同所更ニ名ニ名本方ニ手ニ付善一郎 伺出ニ鑑付

也

一 船中用捨合シ候ニ付善一郎ニ相伺ル様也

附

伺出ニ付御掛写并別紙共

一 粉買方ニ候ニ付古山善一郎伺書ニ付四也

一 買上粉代令ニ手ニ付仕候ニ付也

伊度庄助買方

江買上粉一件

但積也 [illegible] 古山善一郎

○市所記

別紙伊度庄助綿貫屋源之湾官屋久之湾中立ハ買上
籾之後代官納籾同様町會所ニ出ル積ニ付一件書
表續ニ出ル中ハ出一読相濟ハ町會所掛リ者ニ為ル得
相ル盃ニ振ニ致ル

卯二月

下 立田岩吉郎

下 左湾門射度

下 口斐守度

下 倫蔵守

口 近江守

口 古佐守

御請

一 其ゝ教御買上之儀者仰渡之趣奉承知候
[illegible]
[illegible]

亥十二月二日

[illegible]
伊奈左衛門

御勘定所

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

左例ニ付万部

一 籾百俵

買付出張

金壹両ニ付壹石八斗籾替

代金百疋宛ト

銀八匁壹ヶ所ト

籾百俵ニ付

一 銭壹貫文

一 金壹両壹分

以上金三両壹分ト壹貫文

但五年ニ入

河岸掛り諸雑費共

江戸迄運賃

右之通以産所仕上

寅壹月 大日

御勘定所

伊奈庄助

壹両ニ付籾壹石八斗替

買上籾河岸ニ而代銭指渡

候ハヽ金壹ヶ所ニ付壹ヶ月ニ付

籾代金之外河岸迄之運賃

銭拾文宛之歩合を以

百俵宛ニ付

金壹両ニ付

百俵宛ニ付

籾代金之内清酒

平均ニ付清酒

居所ニ而

右同断

但籾文ニ籾ニ出合之分相応之歩合ニ付

掛ヶ代ニ而も金壹両ニ付壹石

余ニ付出張之分ニ付

以産所当文ニ付

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

[illegible]

一 常州河内郡数百俵

但 百拾五俵 倉川村河原

但 [illegible]

武百武俵 小枝村河原

[illegible]百俵 天掛村河原

八拾四俵 [illegible]田村河原

三拾八俵 倉川村河原

[illegible]百俵

右河原[illegible]

但 [illegible]

右数[illegible]河原[illegible]請[illegible]

仕[illegible] 私積[illegible]

御用[illegible]私[illegible]積[illegible]

場所四番目本年上ル以上

寅十二月

御勘定所

[illegible]用達

伊藤庄助

[illegible]以書付本年上ル

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

右御代令御下ケ之成下ニ振ニ事敷上ハ

寅十一月

御勘定所

御方ニ用達
伊藤庄助

御請

一籾五百俵　但五年入

右籾茶方ニ用達伊藤庄助買入ニ当積ニ
方ニ一節ニ上ニ　御月ニ当笠間籾積ニ相添
ニ付右籾積ニ古成ニ振ニ年ニ下ニ方ニ給渡
承知ニ事畏ニ存ニ御代官ニ可申受ニ信之ニ以請
申上ニ以上

寅
十二月廿五日

吉山吾一郎代
堀越六郎下

昭忠 以書付奉申上候

一 去十二月中御買上籾吾儀当正月廿三日分
其六日より常例行方那ゟ吉山吾一郎様以手代
福岡(笛)恭左衛門様ゟ以後申上候ゟ此段以書
奉申上候以上

卯二月廿日

平方以用達
伊藤庄助

御勘定所

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6
ガラス使用

書面伴蔵庶助賞付の数々
仮に付ハ五斗二方之仮古山吉一郎
本伺の趣ハ調の事ハ接立二方之
仮ハ何し蔵ニ捨六俵接ニ以当
右之通為致其外ハ不本当之
慮も本見ハ不申の当伺之通り致
仰渡下然ハ年寄ハ俵之ハ下知れ
ハ調入ハ説此段本伺申ハ
卯正月

京 左衛門尉
京 甲斐守

京 藤田蔵丞
京 立田岩太郎
町 会所 掛

右佐与
近江与
備前与
外記
吉左衛門
清兵衛
孫助

法賞之籾ニ成ニ付取斗方伺書　古山吉一郎

常別行方歌河岸ニ相為て米方法用を
伴蔵店助賞付ハ籾ハ百俵小麦納屋ニ

旦ニ方ニ　仰付ハ二付取斗方左ニ来伺ハ

一伴蔵店助賞付ハ籾常別行方歌倉川村
外田村河岸ニ相為て来ニ私手附手代ニ
請ニ取ハ蔵ハ又斗入ニ申ニ付取拾俵挨宛
を入ニ二俵旦ニ致し其外同を以請ニ取ハ
又斗ハ本減ハ蔵ニ俵来ニ為致ハ様て往
船頭ニ本減ハ蔵も前同様ニ取斗て申来
事ハ

一右宛俵平均外同を以送り帰船方ニ本減

船中ニ入減ニ候ニ積所也ト又合ニハ法開捨
ニ成下其余ニ入減ニ立ニハ船方無数ニ積
ニ仰付ニ船方ニ為ニ差支ニ無法産ニ当
小荷ニ忘ニ差ニ上ニ前書ニ通ニ立会ニ罷儀増ニ立
弁同ニ取石詰ニ仕法賞上代金ニ極ニ相
仕度ニ奉存ニ

一 右数積ニ船頭合成有ニ候ニ付船積
追ニ変ニ河岸ニ為ニ義詰仕ニ重ニ当
義数法入用法立ニ此下ニ相仕度ニ奉存ニ

一 船賃ニ候ニ河岸場ニ為ニ積ニ吟味仕不
及伺ニ極河岸ニ仕ニ前賃ニ候ニ本願ニ
三分一ニ立ニ替ニ渡ニ相仕度ニ奉存ニ

一 網所ニ候ニ右河岸場ニ弁ニ是ニ周ニ仕
斗ニ立ニ本網ニ相仕度ニ奉存ニ

一 右法賞上数ニ役中ニ弁ニ代ニ無網ニ役ニ
法入用ニ立ニ相仕度ニ奉存ニ

右ニ通ニ奉伺ニ差ニ置ニ候ニ付ニ不速法下ニ船
法産ニ相仕度ニ奉存ニ以上

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6
ガラス使用

天保十四卯年正月　古山吉一郎

御勘定所

法附紙　御殿中

書面六ヶ条之内按立之後ニ三拾

六俵之致し其外伺之通ニ而ニ〆ニ

卯正月

右法附紙を以法下知書取之成法度

奉請ニ而ニ

卯二月七日

奉行　[illegible]六郎

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

外務之部

在支常駐官吏ヨリ報告ノ為メ帰朝ヲ命ジラレ又ハ休暇ヲ与ヘラレ又ハ解職ヲ命ジラレ若クハ新ニ任命セラレテ赴任スル為メ出発スル場合ニ於テ其手当ノ為メ相当ノ金額ヲ支給スル場合ニ限リ之ヲ用ユ

但シ信書ノ往復ニ要スル費用ハ此限ニアラス

用途ヲ定メテ積立ツル為メ設ケタル基本財産ヨリ生スル利益ヲ以テ其用途ニ充ツル為メ積立ツル場合ニ於テ其積立ツル金額ヲ超過シタル場合ニ限リ之ヲ用ユ

基本財産ヲ処分シ又ハ之ニ損害ヲ加フル為メ積立ツル場合ニ於テ其積立ツル金額ヲ超過シタル場合ニ限リ之ヲ用ユ

基本財産ヨリ生スル利益ヲ以テ其用途ニ充ツル為メ積立ツル場合ニ於テ其積立ツル金額ヲ減用スル場合ニ限リ之ヲ減用ス

但シ基本財産ヲ処分シ又ハ之ニ損害ヲ加フル為メ積立ツル場合ニ於テ其積立ツル金額ヲ減用スル場合ニ限リ之ヲ減用ス

沿海漁業奨励法ニ依リ補助ヲ為ス為メ積立ツル場合ニ於テ其積立ツル金額ヲ超過シタル場合ニ限リ之ヲ用ユ

前項ノ場合ニ於テ積立ツル金額ヲ減用シ又ハ

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

江戸附紙

御殿市

書面無納代令平島文治郎ニ引渡ル儀ニ取知

同人ニ相違無之事ニ付ニ而ニ而ニ

御殿

卯三月

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

右は附紙を以て御申和未深と成り渡
更合申は以上
年三月[illegible]日
[illegible]
[illegible]
[illegible]

常別行方親村之内賞上級船中用捨合
之級以等之送申上候書付
右山岳一帋

常別行方親村之内賞上級之級於積和不合之用捨
之事之雖積更以上級未積来候見合を以多分之
用捨者親は如右以上級用捨者何程之儀積和

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

古山吾一郎買付

凡買上籾一件

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

[illegible]
上野
常陸 国村々

一 [illegible]

二口 [illegible]

北條雅之助
但同断

右同断

[illegible]
三河
遠江 国村々

一 [illegible]

二口 [illegible]

山上度一郎
但同断

右同断

[illegible]
上野
常陸 国村々

一 [illegible]

二口 [illegible]

古山吾一郎
但同断

右同断

[illegible]
武蔵
上野 国村々

一 [illegible]

二口 [illegible]

林郎[illegible]
但同断

右同断

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

一 残
金五拾三匁三分永百九拾文九ト
右ハ関東村々ニ宮能徳政上掛代至外政用
更拂 此勘定仕上相濟以手付金書物之通り戻
入中仕上
辰七月
平島文次郎 印
所令新

天保十二
宮政賞上掛代金至外請拂 此勘定仕上
平島文次郎

一 金壹分匁
巳
宮十二月廿二日
所令新 吉兵衛
月日廿九日
右同印

一 金千匁

一 金弐千疋
[illegible]
一 金三千疋
[illegible]
一 金弐千疋
[illegible]
一 金弐千疋
[illegible]
一 金三千疋
[illegible]
一 金七千疋
[illegible]
一 金七千疋
[illegible]
一 金千疋
[illegible]
一 金弐千疋
[illegible]
合金四万疋
右渡方

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6
ガラス使用

一 金三千七百七拾九匁三分永一百四文　関保右衛門後

一 金千四百四拾四匁壱分永百八文六ト　江川右衛門後

一 金四千四百七拾四匁三分永百拾八文六ト　大熊吉右衛門後

一 金三千七百四拾三匁三分永一百四拾貳文六ト　平島文次郎後

一 金貳千六百八拾三匁貳分永一百六拾七文六ト　青山九八郎後

一 金四千七百貳拾貳匁三分永貳百三拾壱文八ト　小篠雄之助後

一 金貳千六百五拾匁壱分永百三拾三文五ト　山上友一郎後

一 金貳千六百四拾四匁三分永三拾四文壱ト　古山吉一郎後

一 金七千九百九拾三匁壱分永貳百四拾四文五ト　林鶴吉右衛門後

一 金三千一百五拾九匁壱分永貳百七文八ト　篠田友四郎後

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6
ガラス使用

一 金弐千弐百七拾弐匁永三拾文九ト
此品未納分不足分取用違
橋本清右衛門後

一 金百四拾四匁三分永八拾七文七ト
右月行
伊東庄 助後

一 金百弐拾九匁弐分永拾五文三ト
此品未納分取用違
徐丹之
孫三郎後

後合金三分九千〇二百四拾六匁永五拾九文壹ト
右月行

金五拾三匁三分永百九拾文九ト
所金新占
可成入分

右ハ関東村々去々寅能徳御賞上籾代 壹外
此又用金更拂書面之通此其勘定仕上中以上

天保十五辰年七月
平品文次郎 印

御勘定所

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

801
6

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

801
6

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』 請求記号 801-6

ガラス使用

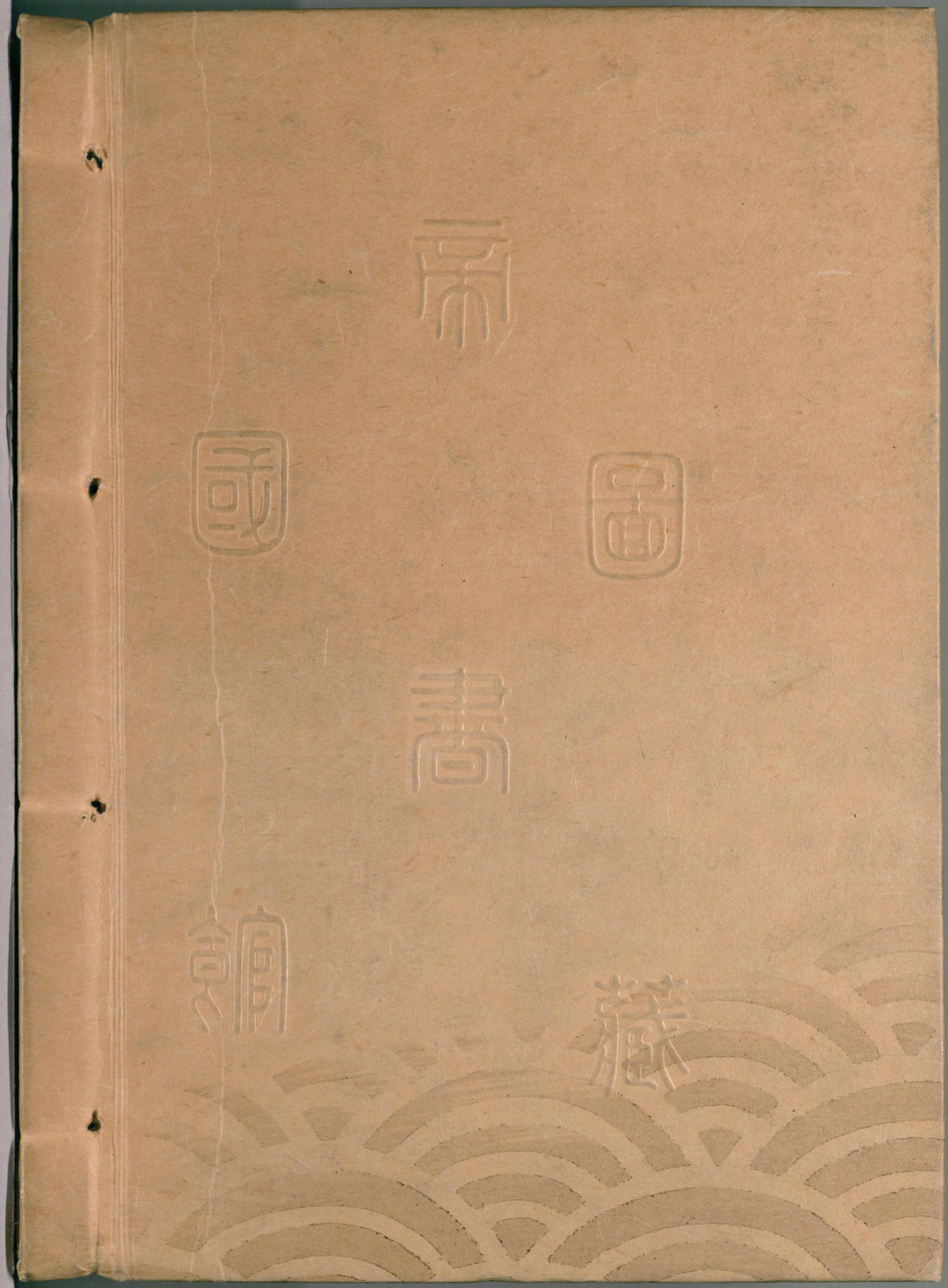

国立国会図書館　タイトル『御代官取扱買上籾一件』　請求記号 801-6

ガラス使用